

令和 7 年 6 月 25 日
物流・自動車局安全政策課

日本郵便株式会社に対する輸送の安全確保命令について

本日付けで、日本郵便株式会社に対する貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第 3 条の一般貨物自動車運送事業の許可が取り消されたことに伴い、同日付で同社に対して法第 22 条に基づき、下記のとおり安全確保の命令を行ったのでお知らせします。

日本郵便株式会社において、法令に基づき実施が求められる点呼に関し不実記載等の法令違反が確認され、一般貨物自動車運送事業の許可が取り消されたことに伴い、日本郵便株式会社が行う貨物軽自動車運送事業について点呼の確実な実施を確保することにより輸送の安全を確保する必要があると認められることから、法第 36 条第 2 項において準用する法第 22 条の規定に基づき是正措置を講ずべきことを命じたもの。

記

1. 対象となる運送事業

貨物軽自動車運送事業

2. 是正措置を講じ、その具体的な措置を届出すべきことを命じる内容

- ① 今後、点呼不備等の法令違反が発生しないよう、一般貨物自動車運送事業の許可取消処分を踏まえ、日本郵政グループの物流体制の変化を反映した再発防止策（再発防止策の遂行に必要な体制の整備を含む。）を策定すること。
- ② 再発防止策に関する実施計画を策定し、当該実施計画に基づき貨物軽自動車運送事業を経営すること。
- ③ 実施状況を文書により報告すること。

3. 届出期限

- ①及び②について 令和7年7月31日（木）
- ③について 令和7年9月30日（火）以降四半期毎

添付資料：輸送の安全確保命令書

<問合せ先>

物流・自動車局安全政策課 谷合、林、西山
TEL：03-5253-8111（内線 41-632）、03-5253-8566（直通）

輸送の安全確保命令書

日本郵便株式会社

代表取締役社長兼執行役員社長 千田 哲也 殿

貴殿が経営する貨物自動車運送事業において、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号。以下「法」という。）に基づく点呼に関し不適切な事案が発生したことは、誠に遺憾である。

今般、一般貨物自動車運送事業については、法に基づき事業許可の取消処分を行ったところであるが、これに伴い、貨物軽自動車運送事業についても点呼の確実な実施を確保することにより、輸送の安全を確保する必要があることから、法第 36 条第 2 項において準用する法第 22 条の規定に基づき、下記のとおり是正措置を講ずべきことを命ずる。

この命令に基づく輸送の安全の確保に係る具体的な措置について、貨物自動車運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 21 号）第 44 条第 1 項第 4 号の規定により、下記 1. の再発防止策及び 2. の実施計画については令和 7 年 7 月 31 日までに届け出るとともに、3. に基づく実施状況の報告については同年 8 月末時点の状況を同年 9 月 30 日までに、これ以降は、同様に、同年 12 月 31 日までに、令和 8 年 3 月 31 日までに、同年 6 月 30 日までに届け出ること。

なお、期限までに当該届出がなされなかった場合には、命令違反として取り扱うとともに行政処分が科せられることを付言する。

また、法第 75 条の規定により 100 万円以下の罰金刑に処される場合があることを申し添える。

記

1. 日本郵便株式会社が行う貨物軽自動車運送事業において、今後、点呼不備等の法令違反が発生しないよう、一般貨物自動車運送事業の許可取消処分を踏まえ、日本郵政グループの物流体制の変化を反映した再発防止策（再発防止策の遂行に必要な体制の整備を含む。）を策定すること。
2. 上記 1. の再発防止策に関する実施計画を策定し、当該実施計画に基づき貨物軽自動車運送事業を經營すること。
3. 上記 2. の実施状況を文書により報告すること。

令和7年6月25日

国土交通大臣 中野 洋昌

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示)

この処分に不服があるときには、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求することができる。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月を経過したとき、又は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができません。また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から6ヶ月を経過したとき、又は処分から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。